

ウォータークーラーの水質管理で安全な水を！



ウォータークーラーは多くの公共施設やビル、工場などに設置されており、特に暑い時期にはなくてはならないものです。

しかし、このウォータークーラーもきちんと管理しなければ飲み水を汚染する原因ともなります。ウォータークーラーには図のような種類があり、それぞれタンクに貯水し、温度の調節等を行い、吐出口より供給を行っています。

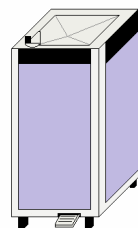


図 1

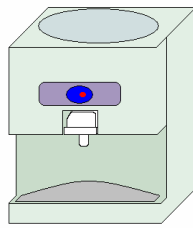


図 2

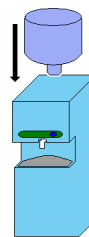


図 3

飲料水を原水として使用している場合でも、タンク内や装置内の流路の清掃等を含めた管理を行わなければ、汚染されてしまう可能性があります。

汚染の起こる要因としては、下記のようなことが考えられます。

- ・装置内（タンク内含む）の清掃等が行き届かず、汚れ等が付着してしまい、そこから細菌や、汚れの剥離による汚染が生じてしまう。
- ・タンク内に水が滞留している時間が長く（使用頻度が低い等で）、消毒効果が消失してしまうことにより、細菌の繁殖が生じる（飲料水の水質基準の 100 個/ml を超えてしまう）。

特に暑い時期は、消毒効果（残留塩素）の消失が早いので注意が必要になります。タンクがありますので、小さな貯水槽がそこにあるとお考えいただき、水質を管理していただければと思います。図 3 のようなタンク交換式の場合、タンク内の水がミネラルウォーター類であることがほとんどです。そのため、製品自体は紫外線等で殺菌されていますが、紫外線消毒は消毒の効果が残留しないので、一般環境に触れた時点で汚染が始まります。中身を使い切る時間が長ければ長いほど汚染の可能性は高まります。

いずれにしても、水質検査の法的な義務・規制はありません。しかしながら、多人数が利用する設備となりますので、設備管理の面も含めまして、飲料水同様定期的に水質検査を実施されることをお勧めいたします。

詳しくは、当社 **環境分析部 貝森（フリーダイヤル 0120-01-2590 内線 318）** までお気軽にお問い合わせください。

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ダイオキシン類に係る濃度計量証明
- ③ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ④水道法第 20 条に基づく水質検査
- ⑤土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査
- ⑥労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑦アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑧EU規制物質の化学分析